

○ 日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2218 号農林水産事務次官依命通知） 一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行																								
<p>第 1 ～ 第 6 （略）</p> <p>（別紙 1）（略）</p> <p>（別紙 2）</p> <p style="text-align: center;">中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業</p> <p>第 1 ～ 第 3 （略）</p> <p>第 4 中山間ルネッサンス推進事業における都道府県推進事業及び市町村推進事業 中山間ルネッサンス推進事業の内容は、下表に掲げる取組とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">取 組</th> <th style="text-align: center;">取組の具体的な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>説明会・懇談会の開催</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>申請書等の作成指導</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>所得向上や担い手の定着等 に向けた推進活動</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>地域の所得向上に向けた営 農戦略・販売戦略の策定や 人材育成を含む体制整備へ の支援</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>流通事業者をアドバイザーとして招聘すること等による、市 場動向を踏まえた実践的な新規作物の導入、農産物の加工・ 販売の取組の試行、営農戦略・販売戦略の策定への支援</u> ・ <u>取組の本格実施に向けた地域内の体制整備やスケジュール等 の詳細な策定への支援</u> ・ <u>その他地域の所得向上に資するような活性化策の策定と試行 への支援</u> </td> </tr> <tr> <td>農業者等の活動についての 調査及び普及</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 5 （略）</p> <p>（別紙 3）・（別紙 4）（略）</p>	取 組	取組の具体的な内容	説明会・懇談会の開催	（略）	申請書等の作成指導	（略）	所得向上や担い手の定着等 に向けた推進活動	（略）	<u>地域の所得向上に向けた営 農戦略・販売戦略の策定や 人材育成を含む体制整備へ の支援</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>流通事業者をアドバイザーとして招聘すること等による、市 場動向を踏まえた実践的な新規作物の導入、農産物の加工・ 販売の取組の試行、営農戦略・販売戦略の策定への支援</u> ・ <u>取組の本格実施に向けた地域内の体制整備やスケジュール等 の詳細な策定への支援</u> ・ <u>その他地域の所得向上に資するような活性化策の策定と試行 への支援</u> 	農業者等の活動についての 調査及び普及	（略）	<p>第 1 ～ 第 6 （略）</p> <p>（別紙 1）（略）</p> <p>（別紙 2）</p> <p style="text-align: center;">中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業</p> <p>第 1 ～ 第 3 （略）</p> <p>第 4 中山間ルネッサンス推進事業における都道府県推進事業及び市町村推進事業 中山間ルネッサンス推進事業の内容は、下表に掲げる取組とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">取 組</th> <th style="text-align: center;">取組の具体的な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>説明会・懇談会の開催</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>申請書等の作成指導</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>所得向上や担い手の定着等 に向けた推進活動</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（新規）</td> <td>（新規）</td> </tr> <tr> <td>農業者等の活動についての 調査及び普及</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 5 （略）</p> <p>（別紙 3）・（別紙 4）（略）</p>	取 組	取組の具体的な内容	説明会・懇談会の開催	（略）	申請書等の作成指導	（略）	所得向上や担い手の定着等 に向けた推進活動	（略）	（新規）	（新規）	農業者等の活動についての 調査及び普及	（略）
取 組	取組の具体的な内容																								
説明会・懇談会の開催	（略）																								
申請書等の作成指導	（略）																								
所得向上や担い手の定着等 に向けた推進活動	（略）																								
<u>地域の所得向上に向けた営 農戦略・販売戦略の策定や 人材育成を含む体制整備へ の支援</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>流通事業者をアドバイザーとして招聘すること等による、市 場動向を踏まえた実践的な新規作物の導入、農産物の加工・ 販売の取組の試行、営農戦略・販売戦略の策定への支援</u> ・ <u>取組の本格実施に向けた地域内の体制整備やスケジュール等 の詳細な策定への支援</u> ・ <u>その他地域の所得向上に資するような活性化策の策定と試行 への支援</u> 																								
農業者等の活動についての 調査及び普及	（略）																								
取 組	取組の具体的な内容																								
説明会・懇談会の開催	（略）																								
申請書等の作成指導	（略）																								
所得向上や担い手の定着等 に向けた推進活動	（略）																								
（新規）	（新規）																								
農業者等の活動についての 調査及び普及	（略）																								

附 則
この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。